

厳重取扱注意

「政治的公平」に関する放送法の解釈について（磯崎補佐官関連）

平成 26 年

11月26日（水）

磯崎総理補佐官付から放送政策課に電話で連絡。内容は以下の通り。

- ・ 放送法に規定する「政治的公平」について局長からレクしてほしい。
- ・ コメンテーター全員が同じ主張の番組（TBS サンデーモーニング）は偏っているのではないかという問題意識を補佐官はお持ちで、「政治的公平」の解釈や運用、違反事例を説明してほしい。

28日（金）：磯崎補佐官レク

磯崎補佐官から、「政治的公平」のこれまで積み上げてきた解釈をおかしいというものではないが、①番組を全体で見るときの基準が不明確ではないか、②1つの番組でも明らかにおかしい場合があるのではないかと、という点について検討するよう指示。

12月18日（木）、25日（木）：磯崎補佐官レク

さらに前向きに検討するよう指示。（補佐官は年明けに総理に説明したうえで、国会で質問したいとのこと。）

平成 27 年

1月9日（金）：磯崎補佐官レク

総務省からの説明を踏まえた資料を補佐官側で作成するので、本資料に関する協議を事務的に進めるよう指示。

16日（金）、22日（木）：磯崎補佐官レク

総務省からの補佐官資料に対する意見は先祖帰りであり、前向きに検討するよう指示。

29日（木）：磯崎補佐官レク

補佐官了解。今後の段取り（国会質問等）について認識合わせ。

2月13日（金）：高市大臣レク（状況説明）

17日（火）：磯崎補佐官レク（高市大臣レク結果の報告）

24日（火）：磯崎補佐官レク（官房長官レクの必要性について相談）

3月2日（月）：山田総理秘書官レク（状況説明）

### 高市大臣レク結果（政治的公平について）

日時 平成27年2月13日（金）15:45～16:00  
場所 大臣室  
先方 高市大臣（○）、平川参事官、松井秘書官  
当方 安藤局長（×）、長塩放送政策課長、西がた（記）

安藤局長から資料に沿って説明。また、補佐官からの伝言（下記のほか、「今回の整理は決して放送法の従来の解釈を変えるものではなく、これまでの解釈を補充するものであること」、「あくまで一般論としての整理であり特定の放送番組を挙げる形でやるつもりはないこと」）について付言。質疑等主なやりとり以下のとおり。

- 「放送事業者の番組全体で」みるというのはどういう考え方なのか。
- ×) 例えば「総理と語る」や「党首と語る」番組はどの局でもあり得るところ、国民のニーズに応えるものでもあり、これだけをもって政治的公平を欠くとは不適當。むしろ、与野党も含め、いろいろな番組を通じて多様な情報提供を期待するもの。
- 放送番組の編集に係る政治的公平の確保について、これを判断するのは誰？
- ×) 放送番組は放送法による自律の保障のもと放送事業者が自らの責任において編集するものであり、一義的には放送事業者が自ら判断するもの。
- 「一つの番組」についてはどう考えるのか。
- ×) (このペーパーでいう「一つの番組」は、) 報道ステーションなら報道ステーション、モーニングバードならモーニングバードの1回の番組を指している。
  
- ×) 大臣のご了解が得られればの話であるが、磯崎補佐官からは、本件を総理に説明し、国会で質問するかどうか、(質問する場合は) いつの時期にするか、等の指示を仰ぎたいと言われている。
- そもそもテレビ朝日に公平な番組なんてある？どの番組も「極端」な印象。関西の朝日放送は維新一色。維新一色なのは新聞も一緒だが、大阪都構想のとりあげ方も関東と関西では大きく違う。(それでも政治的に公平でないとは言えていない中)「一つの番組の極端な場合」の部分について、この答弁は苦しいのではないか？
- ×) 「極端な場合」については、「殊更に」このような番組編集をした場合は一般論としては政治的公平が確保されていないという答弁案になっている。質問者に上手に質問され、その質問を繰り返す形の答弁を想定しているが、言葉を補う等した上で答弁を用意したい。
- 苦しくない答弁の形にするか、それとも民放相手に徹底抗戦するか。TBSとテレビ朝日よね。実際の答弁については、上手に準備するとともに、①(カッコつきでいいので)主語を明確にする、②該当条文とその逐条解説を付ける、の2点をお願いする。
- 官邸には「総務大臣は準備をしておきます」と伝えてください。補佐官が総理に説明した際の総理の回答についてはきちんと情報を取ってください。総理も思いがあるでしょうから、ゴーサインが出るのではないかと思います。

(以上)

取扱嚴重注意

山田総理秘書官レク結果 <未定稿>

日時 平成27年2月18日(水) 16:00~17:00  
場所 官邸  
先方 山田総理秘書官(○)  
当方 安藤局長(×)、長塩課長、西がた(記)

(冒頭、本日の民主党の部門会議や榑井会長の発言の経緯等ご説明。その後礒崎補佐官からの照会の経緯等安藤局長からご説明。山田秘書官の主なご発言等以下のとおり。)

- 今回の整理は法制局に相談しているのか？今まで「番組全体で」としてきたものに「個別の番組」の(政治的公平の)整理を行うのであれば、放送法の根幹に関わる話ではないか。本来であれば審議会等をきちんと回した上で行うか、そうでなければ(放送)法改正となる話ではないのか。
- × 法制局には当たっていない。礒崎補佐官も現行の「番組全体で」とする解釈を変更するものではなく、あくまで「補充的な説明」と位置づけ。国会で上手に質問されてしまったから答弁せざるをえない形を取ることとしている。
- 礒崎補佐官は官邸内で影響力はない(長谷川補佐官は影響力あるとの言)。総務省としてここまで丁寧にお付き合いする必要があるのか疑問(山田秘書官としては総務省から礒崎補佐官を止めて欲しかった?)。今回の話は変なヤクザに絡まれたって話ではないか。
- 礒崎補佐官からすれば、前回衆院選の時の萩生田(議員名の要請)文書と同じ考えで、よかれと思って安保法制の議論をする前に民放にジャブを入れる趣旨なんだろうが、(山田秘書官からすれば)視野の狭い話。党がやっているうちはいいだろうし、それなりの効果もあったのだろうが、政府がこんなことしてどうするつもりなのか。礒崎補佐官はそれを狙っているんだろうが、どこのメディアも萎縮するだろう。言論弾圧ではないか。
- 政府として国会でこういう議論をすること自体が問題。新聞・民放、野党に格好の攻撃材料。自分(山田秘書官)の担当(メディア担当)の立場でいえば、総理はよくテレビに取り上げてもらっており、せっかく上手くいっているものを民主党が岡田代表の出演時間が足りない等と言い出したら困る。民主党だけでなく、どこのメディアも(政治的公平が確保されているか検証する意味で)総理が出演している時間を計り出すのではないか。
- だいたい問題になるのは「サンデーモーニング」「ニュース23」「報道ステーション」だろうが、国民だってそこまで馬鹿ではない。今回の件は民放を攻める形になっているが、結果的に官邸に「ブーメラン」として返ってくる話であり、官邸にとってマイナスな話。
- 礒崎補佐官から総理アポの依頼は来ている。来週のどこかで時間を取ろうと思っていたが、このような話であれば、総理室からすれば、何でこんな話をこの時期に入れるのか？ということにもなりかねない。(総務省も)本気でこの案件を総理に入れるつもりなのか。総務省も恥をかくことになるのではないか。
- ひとまず「来週のどこかで総理の時間を取る」件は引き延ばすが、礒崎補佐官が別の(秘書官の)ルートでアポ入れをしてくるかもしれない。本件を総理案件から落とすよう総務省から礒崎補佐官にアプローチすべきではないか？(注:山田秘書官は、総理レクには総務省同席せず、あくまでも礒崎補佐官の整理として総理に上げることについては理解されていないようす。)

(以上)

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

(出典)総務省作成資料

※総務省が令和5年3月7日に公表した放送法の政治的公平の解釈に関する一連の行政文書より抜粋

③平成19年12月20日 参議院総務委員会  
増田総務大臣 ほか

※年金問題について野党の国会議員しか出ていない民放のお昼の番組を契機とする質疑

○磯崎陽輔君 放送法の方に入りますが、私は、役人のときに有罪法制の担当というのをやっております、国民保護法の中に放送局を指定公共機関にするかどうかという問題で、一年間掛けてNHKの皆さんや民放の皆さんと議論をしたことがあります。そのときに私も申し上げたのは、言論の自由というのとはとにかく日本の憲法の認める価値の中で最も大事なものでありまして、それを貫くためには報道の自由も私も最大限尊重しなきゃならぬ、そしてそのためには報道機関の自由、自律というものも確保しなきゃならぬと、こういう話を私もいたしました。

ただ、その中で、報道の自由と報道の機関の自由、いずれも大事でありますけど、ただそれはイコールではないだろうという話も私はさしていただいたわけでありまして。まあ難しいことを言うても、日本には法律があります。きちんどうやったり法律を守っていただかなければならないと考えておるわけでありまして。

放送法第三条の二には、放送番組の編集についての原則が掲げられております。まず、「公安及び善良な風俗を害しないこと。」、「政治的に公平であること。」、「報道は事実をまげないですること。」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」、これをきちんと守っていただかなければならないと考えておるわけでありまして。

私は、NHKの放送は基本的には立派な放送であると思っておりますし、こういう公平性の原則、相当程度守られておると考えております。本来は民放と少し議論をしたいんでありますけど、そういうわけにもいきませんので、今日はNHKに放送事業者の代表としてお伺いするわけですので、そういう趣旨で御答弁をいただければ有り難いと思っております。

まず、今申し上げました放送法第三条の二第一項第二号は「政治的に公平であること。」という政治的な公平性の原則が定められておるわけでありまして、この原則の意味はどういうことであるのでしょうか。これはちょっと総務省とNHKと両方からお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（増田寛也君） お答え申し上げますが、ただいま御質問の「政治的に公平であること。」ということでありまして、これ

## 山田秘書官対応について（案）

### （磯崎補佐官関係）

- 磯崎補佐官の総理レクのセッティングの件をはじめ、これまでのご対応に感謝。
- 先日ご指摘いただいたとおり、現在のメディア環境が政権に好意的なものであることは事実。磯崎補佐官に対しては、（先日のご指摘も踏まえ、）官房長官をはじめとする官邸全体の取り運びについてご進言（ご相談）に上がったが、磯崎補佐官は「総理の指示があればやる、これは政治案件。役所は口を出すな。」とのお考え。
- ついては、磯崎補佐官からの総理レクがセットされる場合には、

#### 【事前にレクの内容を承知することとなった場合】

総理レクの前に、「本件はサンデーモーニングや報道ステーションといった政権に過度に批判的な番組に対する牽制にはなるが、官邸にとってはマイナスであり、やらないほうが良い」旨を総理にご進言いただく、

#### 【上記の事前レクができない場合】

総理レクの現場でのご対応となるが、仮に総理から国会答弁を行うことで良いとの指示が出た際は、「現在のメディアとの距離感を踏まえれば、国会答弁を行うタイミングについては、慎重に進める必要があります、政権全体のメディア担当である官房長官とも十分にご相談が必要である」旨をご発言いただく、

といった対応を、可能な範囲でお願いできないか。

総理レクの結果について  
(放送番組の政治的公平について)

平成27年3月5日(木) 夕刻

山田総理秘書官(〇) → 電話 → 安藤局長

- 総理へのご説明は本日16:05から実施。磯崎総理補佐官のほか、今井総理秘書官と自分(山田秘書官)が同席。
- 今井秘書官と自分から、(磯崎補佐官の)説明のような整理をすると総理単独の報道が萎縮する、整理ペーパーに挙げられている極端な事例以外はなんでも良くなってしまふ、メディアとの関係で官邸にプラスになる話ではない、等と縷々発言した。
- これらの発言にもかかわらず、総理は意外と前向きな反応。総理からは、
  - ・ 政治的公平という観点からみて、現在の放送番組にはおかしいものもあり、こうした現状は正すべき、
  - ・ (放送番組全体で見ることについて)「JAPANデビュー」は明らかにおかしい、どこでバランスを取っているのか、
  - ・ FCC(米国)のように(政治的公平を)廃止した国はともかく、日本の放送法には「政治的公平」の規定があつて、国民はこれが守られていると思つており、守られていない現状はおかしい、等のご発言。
- 磯崎補佐官から、サンデーモーニングはコメンテーター全員が同じことを述べている等、明らかにおかしいと発言。これに対し、総理から、
  - ・ 「放送番組全体で見る」とするこれまでの解釈は了解(一応OKと)するが、
  - ・ 極端な例をダメだと言うのは良いのではないか、
  - ・ その意味で(補佐官の整理は)あくまで「極端な事例」であり、気を遣った表現になっているのでこれで良いのではないか、とのご発言。
- また、総理から、①タイミングとして「今すぐ」やる必要はない、②国会答弁をする場は予算委員会ではなく総務委員会とし、総務大臣から答弁してもらえばいいのではないか、とご発言。
- これに対し、自分(山田秘書官)から、一度整理をすれば個々の事例の「あてはめ」が始まり、官邸と報道機関の関係にも影響が及ぶ等の発言をしたものの、総理は、「有利不利ではない」、「全部が全部とは言わないが、正すべきは正す」とのスタンスであった。
- レク終了後、今井秘書官にも相談したが、官邸にとって決して良い話ではなく、タイミングをみて官房長官にも(官邸から)話を入れる必要、との認識で一致。

【桜井総務審議官限り】

磯崎総理補佐官からの連絡  
(総理レクの結果について)

日時 平成27年3月6日(金) 9:45~10:05  
場所 官邸(磯崎総理補佐官室)  
先方 磯崎総理補佐官(○)、山口補佐官付  
当方 安藤情報流通行政局長(×)、長塩放送政策課長、西がた(記)

- ・昨日(3月5日)、放送番組の「政治的公平」について磯崎補佐官から総理にご説明。
- ・その結果についてお話を伺ったところ、概要以下のとおり。

- ) 昨日総理にご説明。今井・山田両総理秘書官が同席。自分(磯崎補佐官)から説明し、山田秘書官は抵抗していたが、今井秘書官はもっと過激なことも言っていた。結論としては、国会でやることについては「良いのではないか」「ただし慎重にやってくれ」とのことであった。自分からは、「総務省とよく相談して進めたい」と申し上げた。
- ) また、総理から、実際に答弁してもらう場合は(予算委員会ではなく)「総務委員会で良い」という話もあった。時期はNHK予算の後で落ち着いてからが良いだろう。タイミングや誰に質問してもらうかについてはこちらでもう少し考えたい。また、実際の質問についてもこちらで質問立てしてみたい。その際はまた皆さん(当方)に相談する。高市大臣に対しては、こうした形で進めて行くことについてのご報告をお願いする。
- ) ご説明の場で、今井秘書官から、整理ペーパーの中の「政治的見解」の意味について質問があり、自分からは、「(国論を二分する)政治的課題についての意見のこと」と回答。
- ) 従来の「放送番組全体で見る」という国会答弁の初出は昭和39年。あの頃の報道番組は意見なんて言わなかった。おかしくなったのは田英夫が出てきてから。みんなびっくりしたもんだ。今回の話は、特定の番組をあげつらうのではなく、ふんわりと上品にやると言っているのだから、その意味では山田秘書官は抵抗しすぎだったな。旧自治省が悪いのか旧郵政省が悪いのかは知らないが、総理もあまり総務省に好感を持っているようではない。桜井総務審議官にも「無駄な抵抗はしないほうがいい」と伝えておこうと思う。
- ) 総理がいちばん問題意識を持っているのはNHKの「JAPANデビュー」だが、これはもう過去の話。今はサンデーモーニングには問題意識を持っている。(報道ステーションの)古館も気に入らないが、古館はゲストを呼ぶ。ゲストが弱くて負けるのはしょうがないが、この違いは大きい。サンデーモーニングは番組の路線と合わないゲストを呼ばない。あんなのが(番組として)成り立つのはおかしい。あとはNHKの5:30のラジオ(?)もテレビに出演できないようなゲストばかりで質が悪いが、今日のところはこれはいい。とにかくサンデーモーニング。番記者にもいろいろ言っているが、総務省もウオッチしておかなきゃだめだろう。
- ) 放送番組の政治的公平についての総務省のスタンスがこれまではよく分からなかった。(米国のように)政治的公平の原則を外すというのは一つの考え方だが、現に法律に規定がある以上は守らせないといけないし、(究極は)けしからん番組は取り締まるスタンスを示す必要があるだろう。 そうしないと総務省が政治的に不信感を持たれることになる。

1 戦後、政治的公平違反であるかを問わず、放送法や電波法違反で放送事業者の電波を停止したことがあるか。

→ ○ コミュニティ放送局が、電波法の規定に違反して無線設備を総務大臣の許可を受けないで変更、運用したことを理由に、平成20年に電波法第76条第1項に基づく無線局の運用停止命令を実施し、停波となった。

○ これ以外に電波法第76条第1項に基づき、放送事業者の無線局の運用停止命令を行った例はない。

2 政治的公平に関する補充的な説明における「一つの番組のみでも」の「一つの番組」とは、一つの番組(例:「サンデーモーニング」という番組)のことを指しているのか、それとも、番組の中での1回の放送のことを指しているのか。

→ ○ 放送法第2条第28号は、「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいうと定義している。

3 平成28年3月31日の参議院総務委の「一つの番組のみの判断で業務停止命令がなされることはないということによいか」という問に、高市大臣が「それは100%ない」とした答弁は、総務省の見解であるか。

→ ○ 平成28年3月31日の参議院総務委員会において、「業務停止命令の要件として公共の電波を使って繰り返されている場合と明確に述べていらっしゃると思いますので、一つの番組のみの判断で業務停止命令がなされることはないということによろしいですね。」という質問があり、高市総務大臣が「それは100%ございません。」と答弁されている内容については、総務省としての認識はその前後でも変わっていない。

4 一つの番組のみでも、「政治的に公平であること」を確保しているとは認められない場合に、行政指導をすることはあるか。

→ ○ 個別具体的な事案に即して判断されるものとする。

○ なお、政府としてこれまで「政治的に公平であること」が確保されていないとして、行政指導を行った例はない。

5 政治的公平に違反した場合において、無線局の運用停止命令を行う場合の手続はどのようになっているか。電波監理審議会は関与するのか。

→ ○ 「政治的に公平であること」を含む放送法第4条の規定は、まずは、放送事業者が自主的、自律的に遵守いただくものであり、個別の番組に係る問題についても、まずは放送事業者による自主的・自律的な取組により、適切な対応が行われることが重要である。

○ また、放送法第4条違反に係る放送法第174条及び電波法第76条の運用については、放送法が、憲法第21条によって保障される表現の自由や国民の知る権利を保障することを目的としていることも踏まえ、

① 法律の規定に違反した放送が行われたことが明らかであることに加え、

② その放送が公益を害し、放送法の目的にも反し、これを将来に向けて阻止することが必要であり、かつ、

③ 同一の事業者が同様の事態を繰り返し、かつ、事態発生の原因から再発防止のための措置が十分でなく、放送事業者の自主規制に期待するのでは、法律を遵守した放送が確保されないと認められる、

といった極めて限定的な状況のみに行うこととするなど、極めて慎重な配慮のもと運用すべきであると従来から取り扱ってきているところである。

- その上で、電波法第76条第1項は、免許人等が放送法に違反したときは、期間を定めて無線局の運用停止を命ずることができることを定めており、無線局の運用停止を命ずる場合、行政手続法に基づき弁明の機会の付与などの手続がなされる。
- 無線局の運用停止命令に対して、命令を受けた放送事業者は総務大臣に審査請求を行うことができ、また、審査請求があったときは、総務大臣はこれを電波監理審議会に付議することが電波法で定められている。

6 一つの番組のみの政治的公平に関する国会答弁が昭和 39 年の答弁の他に  
あるか。

- ○ 政治的公平について、一般論で申し上げれば、国会においても様々な  
場面で議論がなされたことは承知している。

## 1について

- ○ 政府の見解は、一つの番組のみでも、「例えば、」として、2つの事例を例示し、「極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められない」とする考え方を示している。これは、「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。
- なお、放送法第2条第28号は、「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいうと定義している。

## 2について

- ○ 御指摘の箇所については、委員からの「業務停止命令の要件として公共の電波を使って繰り返されている場合と明確に述べていらっしゃいますので、一つの番組のみの判断で業務停止命令がなされることはないということによろしいですね」という問に対してお答えしたものである。
- 放送法第4条違反に係る放送法第174条及び電波法第76条の運用については、放送法が、憲法第21条によって保障される表現の自由や国民の知る権利を保障することを目的としていることも踏まえ、
- ① 法律の規定に違反した放送が行われたことが明らかであることに加え、
  - ② その放送が公益を害し、放送法の目的にも反し、これを将来に向けて阻止することが必要であり、かつ、
  - ③ 同一の事業者が同様の事態を繰り返し、かつ、事態発生の原因から再発防止のための措置が十分でなく、放送事業者の自主規制に期待するのでは、法律を遵守した放送が確保されないと認められる、
- といった極めて限定的な状況のみに行うこととするなど、極めて慎重な配慮のもと運用すべきであると従来から取り扱ってきているところである。

## 3について

- ○ 個別具体的な事案に即して判断されるものと考える。

## 4について

- ○ 個別具体的な事案に即して判断されるものと考える。

平成 28 年 2 月 12 日  
総 務 省

## 政治的公平の解釈について（政府統一見解）

放送法第4条第1項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たって、「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならないとしている。

この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきたものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。

その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。

総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、

- ① 選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のよ

うに、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

- ② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。

これは、「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。

なお、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守していただくものと理解している。

以上

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

員会での総務大臣の答弁や先月十二日に示された政府統一見解は、一つの番組のみでも政治的公平性に反する可能性があることを示しているとも読めますが、今回示された見解は、過去の答弁、現在発行されている逐条解説の内容に比べ、踏み込んで見るように見えますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(高市早苗君) 放送法第四条第一項の政治的公平性に関する解釈は、従来のもの、現在発売されている平成二十四年版逐条解説と変わりはないと思いません。

○吉川沙織君 ありがとうございます。今までも変わらぬということもまた確認をいたしました。改めてもう一度確認をさせていただければと思います。

政府統一見解では、政治的公平性について、従来の番組全体を見て判断するとの解釈に加えて、一つの番組のみでも判断する場合があるとしていました。でも、今大臣はそれはないとおっしゃいます。大臣も、業務停止命令の要件として公共の電波を使って繰り返されている場合と明確に述べられていません。一つの番組のみの判断で業務停止命令がなされることはないということではよろしいですね。

○国務大臣(高市早苗君) それは一〇〇%ございません。

○吉川沙織君 放送倫理・番組向上機構、BPOの委員長が今月十六日、「制裁を受けるのではと考えて、(放送局が)萎縮すること、国民の正しい判断ができなくなる。今以上に萎縮が発生すれば、もっとひどいことになる」と発言したと三月十七日の読売新聞が報じています。

ここで、会長に伺います。

NHKに関しては、会長は、二年前の一月二十五日の会長の就任会見における発言で、政府が右と言っているのに我々が左と言っわけにはいかない等の発言をされました。これはつまり、政府と同一の立場にしか立っていないという意味で、逆

の意味で政治的公平性が疑われる発言とも言えますが、公共放送たるNHKの自律性の確保、政府の介入の是非については、会長の御所見を伺います。

○参考人(柳井勝人君) たいま御質問いただきまして述べられました点につきまして、私は国会で全部取り消させていただいておりますので、改めてここで私の考えを申し上げることは差し控えたというふうに思います。

○吉川沙織君 取り消したということは、その発言が適切ではなかった、だから取り消した。でも、会長の就任会見発言は、あの一月二十五日、二年前の一月二十五日の後、この総務委員会で大きな議論になりました。衆議院の総務委員会でも何度も議論になりました。私何度か質疑に立たせていただきました。

取り消したとおっしゃるなら、その解釈をします。ただ、今申し上げた質問に対して何ら答えていないので、今申し上げた質問に対しては何かがでしようか。

○参考人(柳井勝人君) ですから、私が就任時に申し上げたことは取り消しましたと、これは国会で明確に取り消しておりますので、その点については差し控えたいというふうに申し上げておきます。

○吉川沙織君 質問の最後をお聞きいただきました。良かったんですけども、公共放送たるNHKの自律性の確保、政府の介入の是非についてどうお考えですか、会長御自身の見解で結構でございます。

○参考人(柳井勝人君) もうこれは私何回も申し上げておりますし、私が個人的な意見を差し挟む余地もなく、放送法を遵守しとることを申し上げているわけですね。これは、委員が何回も参照されております放送法一条から四、四の一項から四、五の項、放送法第十五条、全部含めて私ほそれを遵守して表現の自由を確保しながらやっております。これは何回も申し上げておられます。

○吉川沙織君 意見が分かれるものを一方しか取り上げない、他方を取り上げる取り上げないというのが大きな問題にもなりました。二年前のこの総務委員会でも、会長がNHKの理事会で一つの番組の中でそれを判断すべきだとおっしゃったという点について、かなりの時間、質疑をさせていただきます。そして、今大臣からは、一つの番組だけで判断することはない、全体を見てという今までの政府統一見解はちよつと踏み込んだようにも見えなくなりますが、これまでの見解は変えていないという確認もいただきました。

委員は三月十六日の講演で「おっしゃって、放送事業者たるNHKの会長としてこういういった動きについてどうお考えか」ということをもう一度お願いします。

○参考人(柳井勝人君) 何回もお答えしておりますけれども、もちろん委員の質問じゃないんですけど、いろんな場面では申し上げておりますが、我々は放送を作っている事業者でございます。したがって、我々としては、常にバランスを取らなければ、そういう姿勢で番組を作っていくを得ないんです。それでなければ、全体でバランスを取るといっても不可能なんです。したがって、我々は、番組を作るときには常にバランスを取るといふことを大きな目標として番組制作しております。

もちろん、番組がバランスが取れていないというケースもあるかもしれませんが、しかし、これはあくまでも全体の中で調整をしていく。例えば五週連続のシリーズだとしても、これでもって我々はシリーズの中でバランスを取っていくということ、我々が実際にできるバランスを取るといふことはそれ以外にないと思っております。

○吉川沙織君 今会長がおっしゃったのは、それを一つの番組の中でバランスを取るといふことではないというところでよろしいですか。

○参考人(柳井勝人君) 我々は制作者でございますので、あしたの番組を想定しながら今の番組でバランスどうでもいいなんて考えられないんです。やはり今作っている番組の中でバランスを取ると。その結果、これの積み上げで年間通したらバランスが取れているという、こういう話だと思っております。

第五回シリーズとか十回シリーズのときには、もしかするとこの中で、ある回はこっち側の意見を、ある回はこっち側の意見を、ある回はこっち側の意見をとることがあるかもしれませんが、これはシリーズ全体の中でバランスを取ることがありますから、やっぱり最終的には全体としてNHKの放送はバランスが取れているという結果にならないやいなやいではないんです。その結果を得るためには一つ一つで我々はバランスを取る努力をしなければいけません。

○吉川沙織君 今までの歴代の総務大臣の答弁と、じゃ、違ってしまうことになりませんが、この話をして延々と繰り返さずにはなならないです。私、初めてNHKの予算案の審議の質疑に立たせていただきましたのは、今から八年前の平成二十年予算案で、福地会長のときでございます。私、前職は会社員で営業をしておりました。視聴者との接点を大事にすべき、こういう観点で質問をさせていただきました。

今、報道の現場、これはNHKに限らず民放においても萎縮はしていないかもしれない。ただ、いろいろな動きがありました。例えば政権与党による放送局の事情聴取、それから様々な問題がありました。現場ではどうなっているか、私は放送現場の出身ではありませんので、分かりません。ただ、実際は萎縮していないか、視聴者も、失い、例えこれまでに熱心に寄り添っていた視聴者が離れていってしまうのではないかと、こういう疑問を持っています。

第二部 総務委員会会議録第九号 平成二十八年三月三十一日 【参議院】

す。

政治的に公平であることの解釈は、従来から、政治的問題を取り扱う放送問題の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスの取れたものであることとしており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断するとしてきたものでございます。この従来からの解釈については、何ら変更がないところでございます。

○小西洋之君 ちょっと明確じゃないと思うんですけど、総務省の見解としては、三月の八日に、極端な場合に、の判断、政治的公平の判断について、一つ一つの番組の集合体が全体でありますので、全体のバランスを見つつその判断を行うというふうに、これは大臣も局長も私の質問に対して答弁をしているんですけど、それは総務省の考え方であるということでもよろしいですね。問い一肝の部分とセットで答えてください。

○政府参考人(山碕良志君) 今御指摘のありました三月八日の松本大臣の答弁、この松本大臣の答弁のとおりでございます。

○小西洋之君 じゃ、ちょっと私の方で、統一見解の言葉を使いながら見解を確認します。

総務省として、政治的公平の判断の在り方は、番組全体でバランスが取れたものであることをその判断の考え方、基準にしている、それは一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断するということであるという考えでもよろしいですか。バランスという言葉を使って明確に答えてください。

○政府参考人(山碕良志君) お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げました政府統一見解におきましては、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一つの番組を見て全体を判断することは当然のことであるとされておりまして、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するということでございます。

○小西洋之君 ちょっと今答弁していただいている、番組全体でバランスが取れたものであるという、あるかどうかというその判断の在り方なんですけど、より具体的に説明していただけますか。

端的に言うと、この極端な番組、場合がというのがケースにあるわけです。その極端な場合である一つの番組

を含む、含めた番組全体でその全体のバランスを判断している、そういうことでよろしいでしょうか。明確に含むという言葉を使いながら答弁してください。

○政府参考人(山碕良志君) お答え申し上げます。

今御指摘のありました極端な場合、そうした御指摘のような場合でも、政府統一見解においては、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断することとされているところでございます。

○小西洋之君 二回目の質問ですけれども、その政府統一見解の趣旨は、当該その極端な場合である一つの番組、それを含めた番組全体、そのバランスを見ている。含む、含めたという言葉を使いながら答弁してください。二回目です。

○政府参考人(山碕良志君) 繰り返しになって恐縮ですけれども、御指摘のような場合でも、政府統一見解においては、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断することとされているところでございます。

○小西洋之君 委員会を止めることもできるんですけど、含むか含まないかを明確に答弁してください。

○政府参考人(山碕良志君) 御指摘のような場合でもというふうに申し上げておりますので、そこには含まれるというふうに、含まれると御理解いただければ結構です。

○小西洋之君 確認ですけれども、はいだけで結構ですが、今答弁いただいているんですね。

この平成二十八年二月十二日の統一見解の趣旨というのは、政治的な公平の判断の在り方としては、極端な場合の番組があっても、その極端な場合、当該一つの番組を含む放送番組全体、そのバランスを見て判断をする、そうしたことを法理として述べているのがこの統一見解であると、そういうことでよろしいですね。

○政府参考人(山碕良志君) 先ほど御答弁したとおりでございます。

○小西洋之君 今の私の理解でもよろしいですねと、はいと答えていただきたいと思うんですけども。

○政府参考人(山碕良志君) 御指摘のような場合も含めて、政府統一見解におきましては、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断することとさ

## 政治的公平に関する行政指導事案

- これまで「政治的に公平であること」が確保されていないとして、行政指導を行った例はない。
- 政治的公平に関して行政指導が実施されたものは、これまでに3件。  
(適正な放送番組の編集を図る上で遺漏があったとして注意 等)

指導年月日	対象	内容
H18. 7. 4	武蔵野三鷹ケーブルテレビ(株) (代表取締役社長)	H18. 4. 1～23にかけて、地元選出の特定の議員を取り上げた特集コーナーを放送。
H16. 6. 22	(株)山形テレビ (代表取締役社長)	H16. 3. 20に、特定の政党が企画制作し持ち込んだ番組を放送。
H16. 6. 22	(株)テレビ朝日 (代表取締役社長)	衆議院総選挙投票日(H15. 11. 9)直前のH15. 11. 4放送の報道番組において、特定の政党の閣僚名簿の発表を取り上げ報道。

### 磯崎総理補佐官室からの連絡事項等

日時 平成27年1月15日(木) 夕刻以降数次  
先方 磯崎総理補佐官室 山口氏(O)  
当方 放送政策課 西がた(X)

磯崎補佐官への再レクの日程調整を行う過程で、補佐官のお考え等について補佐官付(山口氏)から連絡があったもの。主なやりとりは以下のとおり。

O) 補佐官は本日はもともとご機嫌が悪かったのだが、いただいた縦書きの説明資料で「その後の番組」の議論が展開されており、疑心暗鬼になり、激高する結果になったものと考えている。

補佐官の頭の整理は、①グレーな番組については番組全体でプラスマイナスがあることは理解(これまでの整理を肯定)した上で、②一発アウトになり得る本当にひどいクロの番組があるはずだというもの。

前回ご説明いただいた際、補佐官から「事例が極端すぎる」等の指摘はあったが、補佐官としてもこうした根っこの部分は共有できたと考えていたところ。

X) 前回の資料においても、(補佐官から「応用が利かない」等のご指摘はあったものの)「…放送法の放送番組準則に抵触することとなると考えられる例」として選挙の事例と国論を2分する事例をお持ちした訳であり、その部分は共有しているはずである。

他方、補佐官自らお書きいただいたものにケチつけるつもりはないが、選挙の事例で言えば、「特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送」するだけでクロになるとは、少なくとも当方は考えられない。補佐官が「殊更に」という言葉でどういう事態を想定されているのか不知であるが、この部分の読み方によってはBPOの蓮舫議員の事案も(議員の名前をテレビで連呼しただけで)番組準則違反に直結することになりかねない。そんな整理は業界も学会も持たない。当方としては、今回補佐官からいただいた事案はいずれも「グレー」のものであると判断し、グレーであるがゆえに「その後の他の番組で」という議論をさせていただいたところである。

O) 本日の修正案の「可能性がある」を加筆することについて、補佐官は「このままでは抜け穴が大きすぎる」とのことだった。他方、「一般論として(放送番組準則に抵触する)」とか「(放送番組準則に抵触する)場合がある」とか、(何らかの留保をつけることについて)「勘弁してほしいということであれば話は聞く」とも言っていた。(注)補佐官から、後刻、「(抵触する)場合がある」とするのは留保として大きすぎるかも、との発言もあったとのこと。

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

(出典)総務省作成資料

※総務省が令和5年3月7日に公表した放送法の政治的公平の解釈に関する一連の行政文書より抜粋

取扱嚴重注意

## 磯崎総理補佐官ご説明結果

日時 平成27年1月22日(木) 14:30~14:50  
場所 官邸(磯崎総理補佐官室)  
先方 磯崎総理補佐官(○)、山口補佐官付  
当方 安藤情報流通行政局長(×)、長塩放送政策課長、西がた(記)

磯崎補佐官作成の整理ペーパー案に対し、問題点や修正案について安藤局長からご説明。主なやりとり以下のとおり。(関係資料は別添のとおり)

×) 補佐官からいただいた整理ペーパー(案)の内容について、仮にこの内容で世の中から問われた場合に、(一般論として、という留保はあるにしても)「政治的に公平であることを確保していると『認められない』』と言い切れるかという観点から検証させていただいた。補佐官のご意向を踏まえつつ総務省としても世の中に説明できるものとする観点から内容についてご相談させていただきたい(安藤局長から修正案の内容を説明)。

### 【1. 選挙に関する事例について】

- ) (安藤局長の)言っていることは分かる。それぞれの候補を「日替わり」で特集する場合がありますが、あり得るといふことだ。他方、どんな場合でも「番組全体で見る」として論理が元に戻るのはダメ。(書きぶりで)工夫する余地はあるだろう。
- ) その意味で「単発の(特別番組)」と明記するのは気に入らない。例示として「特別番組」というのはあってもよい。「意図的に」は不要。「殊更に」「候補者…『のみ』を」と限定している時点でそうしたことを意図して書いている。(もちろん、あつたら困るが、)実際にこんな番組はあり得ないのではないか。

### 【2. 国論を二分する政治的課題の事例について】

- ) 選挙の事例については「日替わり」の話があり得るといふことで「特別番組」の例示があつて良いが、こちらは特別番組に限定されないだろう。
- ×) 国論を二分する政治的課題についても、例えば一つの番組で片方の主張に賛同する党の議員だけが出演して集中的に議論した後、他方の主張について同様の番組を放送することも考えられ、これだけで番組準則に抵触するとは言い切れない場合があると考える。
- ) 問題意識は理解できる。その部分については「(片方のみの政治的見解を)支持する内容の放送を繰り返した場合」としてはどうか。
- ) 放送(テレビ)は番組がすべてであり、(編集の)意図まで聞いたら話にならない。(→「放送事業者において…取り上げる意思がないことが明白である場合」の行の修正についてはご理解いただけます。)
- ) (磯崎補佐官の意図するところとしては)冒頭の「『国論を二分するような』政治的課題について」という限定も利いているはず。消費増税は該当するかもしれないが、そもそも話として、「国論を二分する」イシュー自体がそれほど多くない。そこであえて片方だけの見解を支持する番組を放送すること自体、実際にはあり得ないのではないか。

### 【その他】

- ×) (磯崎補佐官自ら書き込んだ紙を手交され、)本日いただいた案で、もう一度、持ち帰り、総務省として堪えられるものか確認・精査させていただきたい。
- ) (もうこれくらいでいいのではないかと仰りつつ、)分かった。そういえば、先日の調査会でCATVのインターネットの話(NTTの光ファイバの卸売の件)があつた。昔はCATVのほうが速かつたんだが、みんな光だと同じになっちゃうよな。追加になるが、CATVの件もしっかりやってほしい。本日はご苦労様でした。

(以上)

(出典)総務省作成資料

※手書き部分は長妻昭事務所加筆

取扱嚴重注意

### 磯崎総理補佐官ご説明結果

日時 平成27年2月24日(火) 10:40~10:55  
場所 官邸(磯崎総理補佐官室)  
先方 磯崎総理補佐官(○)、山口補佐官付  
当方 安藤情報流通行政局長(△)、長塩放送政策課長

△(政治的公平の確保に関する)先日の話は、実際に国会で答弁を行うと、いろいろと(マスコミなどから)言われることも想定される。こちらから申し上げる話では無いことは十分に承知しているが、総理にお話しされる前に官房長官にお話し頂くことも考えられるかと思いますが。

○何を言っているのか分かっているのか。これは高度に政治的な話。官房長官に話すかどうかは俺が決める話。局長ごときが言う話では無い。総理が(官房長官に相談しろと)仰るなら勿論話をする。この件は俺と総理が二人で決める話。

○官房長官に役所から話すことは構わない。しかし、俺の顔をつぶすようなことになれば、ただじゃあ済まないぞ。首が飛ぶぞ。もうここにも来ることができないからな。

○たぶん誰かに言われて、(そういったことを)言いに来たのだから、今日は怒らない。

○(政治的公平について)これまでに話をしてきたことは、別におかしな話ではないだろう。予算委員会で公式に通告し質問して、それに対して大臣から公式に答えてもらうだけ。ただ、事前のすり合わせをやってきたということ。本当は委員会で直接質問できれば良いのだが、(総理補佐官の立場なので)そうも行かないので、代わりに誰かにやってもらうだけ。

○答弁の内容もおかしなものでは無いだろう。今までのルールがおかしいというのではない。今までは答弁で捨象してきたところを、今回聞いて、補ってもらおうとするもの。

○俺を信頼しろ。役所のOBなんだし、ちゃんとやってくれば、役所の悪いようにはしない。そちらも、官邸の構造論を分かっておくように。

○誰かに言われたのだから今日は怒らない。しっかりと考えてやってくれ。

(以上)

(出典)総務省作成資料

※総務省が令和5年3月7日に公表した放送法の政治的公平の解釈に関する一連の行政文書より抜粋

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆